

令和 7 年度

修繕設計書

修繕名称

大阪市立生野屋内プール2階男子及び女子更衣室出入口建具修繕

履行場所

履行場所

大阪市立生野屋内プール

所在地番

大阪市生野区桃谷3-8-18

修繕概要

・大阪市立生野屋内プール2階男子及び女子更衣室において、建具に経年劣化による不具合が生じているため修繕を行う。

修繕項目

更衣室出入口建具の修繕

履行期限

令和 年 月 日

契約後 60 日

設計

経済戦略局企画総務部施設整備課

監督

経済戦略局企画総務部施設整備課



大阪市

特記事項

下記の項は●印の項目を適用する。

1. 別紙特記仕様書 ● 有 無
2. 施工時間帯
- 時間帯 ● 昼間 夜間 昼夜間

修繕料

	十億	百万	千	円

うち消費税等相当額

	百万	千	円

不

大阪市

修 繕 内 訳

事業区分	事業名称	修繕価格	消費税額	合 計	摘 要
経済戦略局	大阪市立生野屋内プール2 階男子及び女子更衣室出入 口建具修繕				



大阪市立生野屋内プール2階男子及び女子更衣室出入口建具修繕

事業区分	工 種	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
大阪市立生野屋内プール2階男子及び女子更衣室出入口建具修繕	更衣室建具修繕	式	1			
	諸経費等	式	1			
小計						
消費税相当額						
合計						



仕 様 書

仕様書の適用

本修繕の仕様は、下記の図書(ただし、本修繕に関係のないものは適用しない。)及び本仕様書・特記仕様書(図面に特記する仕様事項を含む。)による。

名 称		監修・発行元
1. 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (最新版)		監修:国土交通省大臣 官房官庁営繕部 発行:(一財)建築保全センター
2. 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) (最新版)		
3. 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) (最新版)		
1 案件名称	大阪市立生野屋内プール2階男子及び女子更衣室出入口建具修繕	
2 履行場所	大阪市立生野屋内プール 大阪市生野区桃谷3-8-18	
3 履行期限	契約後60日	
4 修繕概要	・大阪市立生野屋内プール2階男子及び女子更衣室において、出入口建具に経年劣化による不具合が生じているため、修繕を行う。	
5 一般共通事項	(1) 本修繕は「修繕請負契約書」に基づき、各種関係法令及び上記仕様書に従い履行すること。 (2) 現場の管理は、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法、消防法、大阪市火災予防条例その他関係法令に従い行うこと。 (3) 本修繕は、発注者と日程等を協議・調整し、原則として、休館日である火曜日の9:00～17:00に行うこと。 (4) 修繕用電力、用水は支給あり。 (5) 発注者の求めに応じて、着工7日前を目途に、発注者が定めた書式である「作業届(作業日程・内容・安全対策等記載)」をもとに発注者と「事前打合せ」を行い、作業日時等を協議・調整の上、実施すること。 (6) 使用する機器については事前に書面を監督職員に提出し承諾を受けること。 (7) 軽微な変更であっても、発注者の指示又は確認を得た後に行うこと。 (8) 発注者と協議した内容(電話打合せ含む)について、記録簿をその都度作成し、すみやかに発注者へ提出すること。	

	(9) 撤去物の処分は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「建設副産物適正処理推進要綱」を遵守し、適正な処理及び再生資源の活用を図ること。 (10) 修繕において、仕様書、図面等の相互間で、相違のある場合の優先順位は以下のとおりとする。 ① 協議等にて確定した事項 ② 質問回答書 ③ 特記仕様書 ④ 図面 ⑤ 仕様書
6 現場管理	(1) 作業者その他出入者の風紀、安全、衛生の取締り、火災盗難その他第三者災害防止及び作業場所の整理整頓について注意すること。また施設内入居者及び近隣住民に支障のないよう配慮すること。 (2) 施設建物・近隣建物、器物その他を損傷又は汚損しないよう注意すること。もし損傷又は汚損した場合は発注者の指示により、すみやかに原状に復すること。 (3) 作業場所では危険表示・危険防止等の安全対策を施すこと。 (4) 修繕作業場所、敷地内は禁煙とする。 (5) 資機材は発注者の指定する場所に整理の上、仮置きするものとする。 (6) 安全衛生管理・仮設・養生・後片付け・清掃は確実にすること。
7 完了報告	「作業日誌」、「完了届」及び発注者の指示する書類は修繕完了後、指定する部数をすみやかに提出すること。
8 提出物	受注者は、契約締結後、発注者の指定する関係提出書類を必要部数作成し、速やかに発注者に提出すること。なお、提出書類の様式は、契約締結後に発注者より提供する。ただし、様式に定めのない書類については、事前に協議し、受注者において作成すること。
9 完了検査	(1) 作業完了後、作業報告書及び作業前後の写真を速やかに発注者へ2部提出すること。 (2) 主任技術者は完了検査に立会すること。
10 本市担当	大阪市経済戦略局企画総務部施設整備課

特記仕様書

1 対象施設	大阪市立生野屋内プール 大阪市生野区桃谷3-8-18
2 業務概要	・生野屋内プール2階男子及び女子更衣室において、出入口建具に経年劣化による不具合が生じているため、修繕を行う。
3 更衣室建具 規格等	●鋼製軽量扉(引き戸)取替 ・三和シャッター スムードS防火設備タイプ又はこれと同等以上のものとする。 ・既設の戸袋含む外形寸法2,465mm×2,020mm(扉寸法2,000mm×900mm)。 ・手動、戸袋付、防火仕様、小窓有、鍵は必要なし、既設の近似色とする。 ・既設の建具枠は再利用すること。 ●扉の洗体室側に「男子更衣室」、「女子更衣室」の室名札設置 ・樹脂製350×350(mm)以上のサイズ、カッティングシートで表記すること。 ・既設と同様にハングル文字を併記すること。
4 共通事項(特記)	・作業周辺の安全確保のため、機材搬入、修繕作業中は交通整理員を立会させるなど、安全対策に十分配慮すること。 ・敷地内駐車場利用可。(有料)
5 本市担当	大阪市経済戦略局企画総務部施設整備課

作業写真撮影要領

この要領は、仕様書に記載されている「作業写真」に関する撮影方法等を示したものであり、受注者はこの要領に従い実施すること。仕様書本文と相違がある場合は、仕様書本文を優先する。

全般事項

- ①写真はカラーとし、大きさは83mm×117mm以上とする。
- ②写真の整理上必要な場合は黒板などを設置し、黒板には必要に応じて施工場所、内容を記入の上これを写しこむ。(下記記入例)

(黒板等の記入例)

業務名称	〇〇スポーツセンター〇〇修繕
作業内容	〇〇バルブ交換 既設取付状態
作業日	令和〇年〇〇月〇〇日
受注者名	〇〇〇〇株式会社

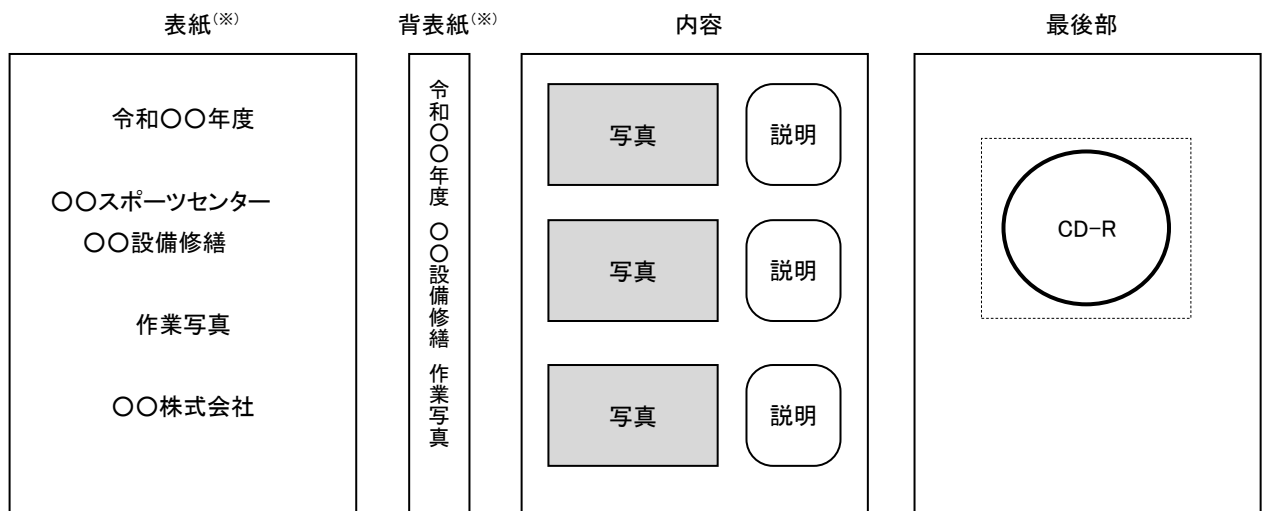
- ③長さや深さを示す必要がある場合は、スケールをあてた状態で、そのスケールの数値が鮮明に見えるよう撮影すること。
- ④小黒板情報電子化を運用する場合は「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」(国営建技第14号 令和5年3月1日)による。

具体的な撮影対象の例(典型的な例を示したものであり、これらに限定するという意味ではありません。)

- ①修繕作業
 - ・作業前、作業中、作業後を撮影する。また交換部品等の新品、旧品を撮影する。
- ②施工後の状態では容易に確認できないもの
 - ・配管、バルブ、ダクトは保温前に撮影する。地中埋設部分は埋設前に撮影する。
- ③産業廃棄物処分
 - ・収集・運搬車に積み込んだ状態、または自社の集積場所に置いた状態を撮影する。
- ④その他
 - ・試験や試運転調整の状況を撮影する。
 - ・監督職員より特に撮影するよう指示を受けたものを撮影する。

撮影した写真の整理

- ①A4の大きさの写真帳を作成、または業務報告書の中に綴じる。
- ②写真は片面に3枚を収めることを基本とし、作業内容ごとまたは作業日順に並べる。



(※) 写真帳を作成する場合の記載例

公正な業務執行に関する特記仕様書

(職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「コンプライアンス条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、コンプライアンス条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、コンプライアンス条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

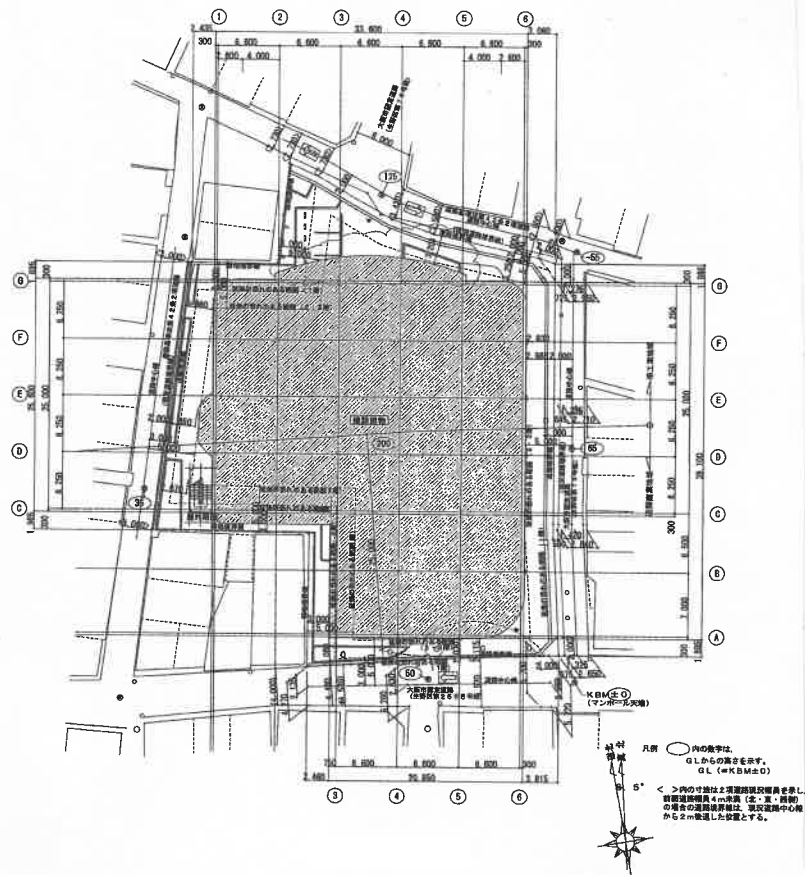
第5条 発注者は、受注者が、コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又はコンプライアンス条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約(協定)を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

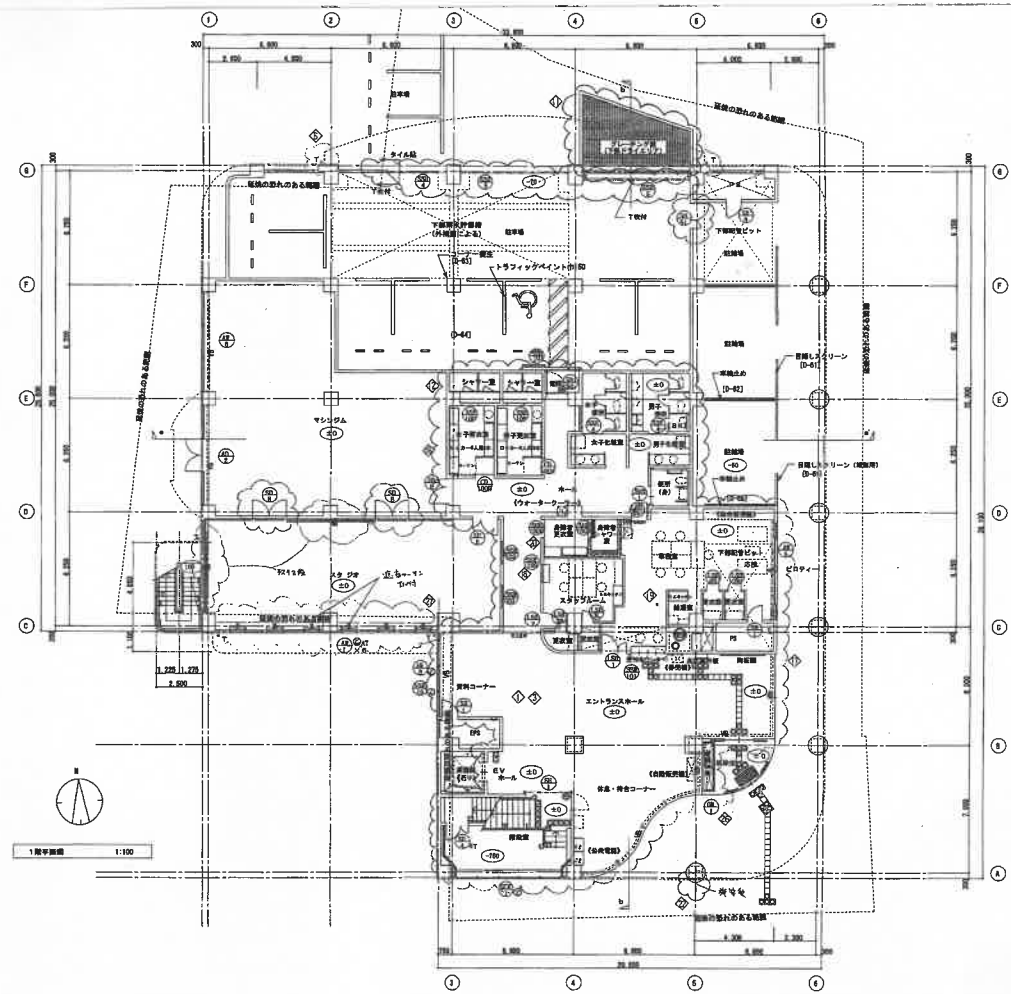
受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

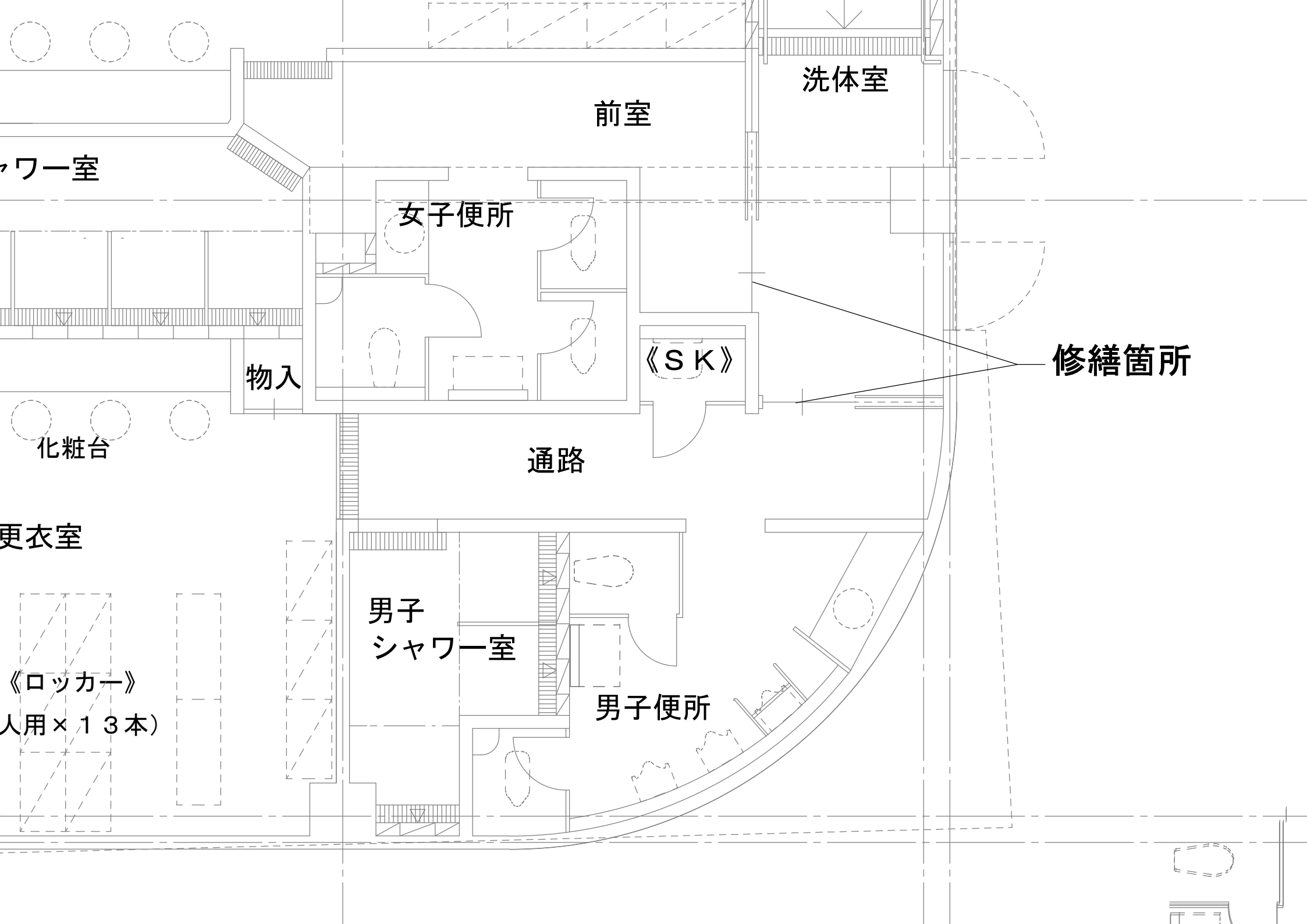
- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること



配置図



1階平面図



シャワー室

洗体室

前室

女子便所

《SK》

修繕箇所

物入

化粧台

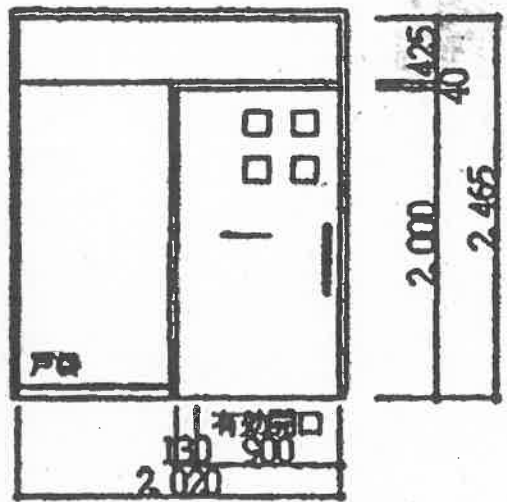
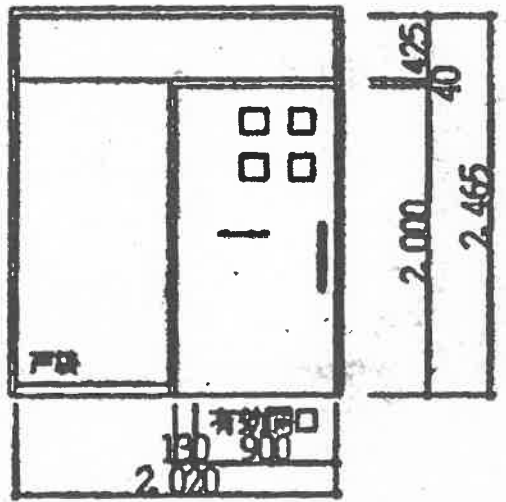
通路

更衣室

《ロッカー》
人用×13本)

男子
シャワー室

男子便所

	② ステンレス製軽量ハンガードア（戸袋付）	1		② ステンレス製軽量ハンガードア（戸袋付）	1
					
230 フッ素樹脂膜付塗装			230 フッ素樹脂膜付塗装		
FWC6.8			FWC6.8		
付属金物一式、ステンレス引手L=450			付属金物一式、ステンレス引手L=450		
女子更衣室 2 戸			男子更衣室 2 戸		
自閉式			自閉式		

建具表

SHD-2・3, SSHD詳細図

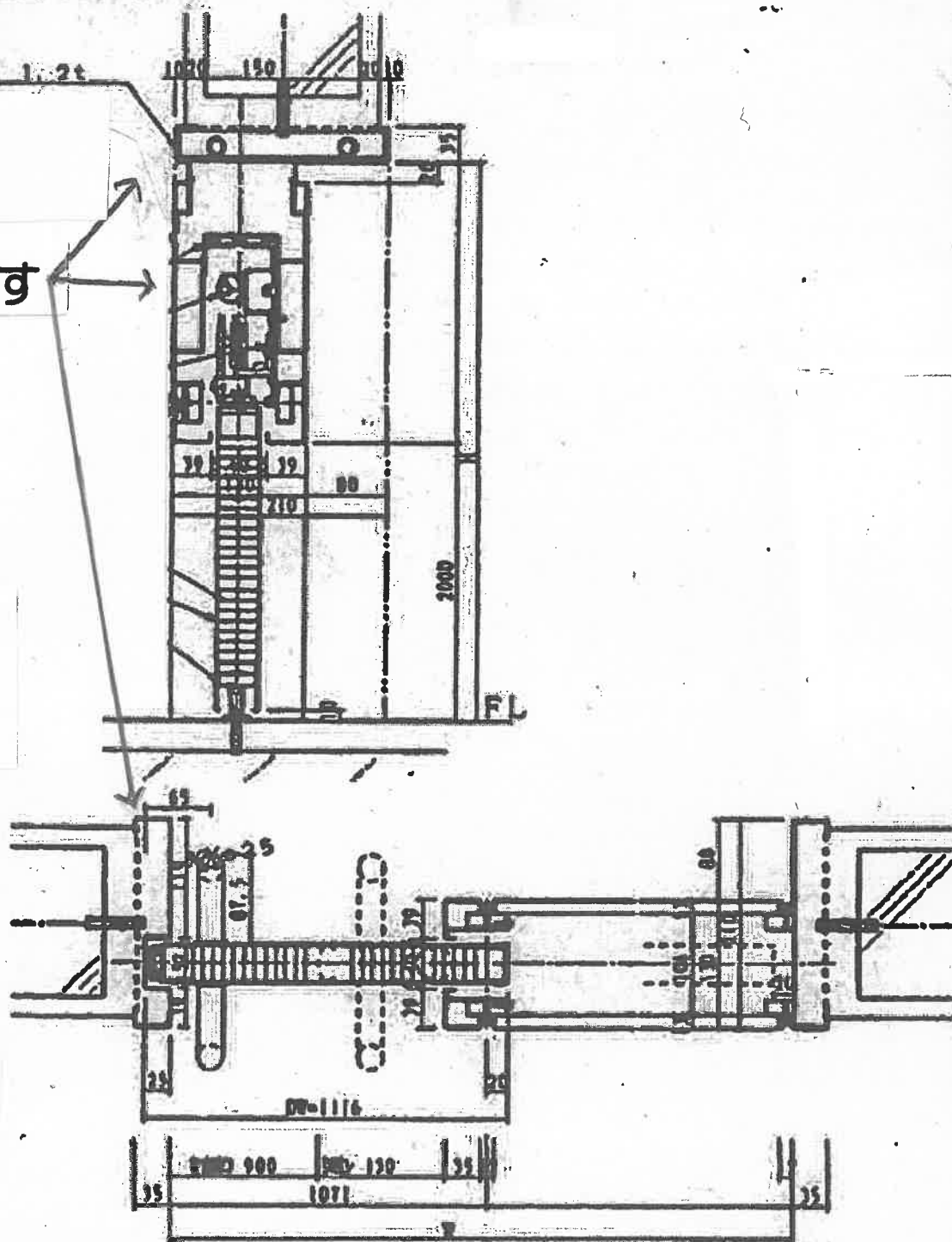
※SSHHDはパネル・枠外ステンレス製

天井上げ: SECC 1.2t

三方枠は残す

断面

平面



参考：建具詳細図